

実演家の権利

弁護士 若竹 宏論

昨年、学生の頃からファンである英国のバンドRadioheadのトム・ヨーク氏(以下、敬称略)が単独来日することを知り、それをきっかけにいくつかコンサートに行く機会がありました。久しぶりに生演奏を聴きましたが、音楽ストリーミングサービスで普段聴いているものと全く異なり、やはり格別なものでした。2025年といえば、大御所英国ロックバンドのoasisの再結成ツアーも話題になりましたが、チケット入手にはさまざまなコストがかかるであろうと早々にあきらめたものです。

しかし、この記事を書いている2025年8月、YouTubeをみると、既に英国で行われたライブの様子があげられているではありませんか。これは著作権的にNGではないか?と直感が働く方も多いと思います。日本で行われるoasisのライブを無断でスマホに録画し、公にアップロードすれば、その楽曲に関する著作権を侵害するのでは?原則そのとおりではありますが、実は著作権法上はそれだけでなく、演奏や歌唱に関する権利も関わってきます。今回は、日頃意識されることが少ないこの権利について、簡単に解説したいと思います。

1 実演家としての保護

著作権法は、楽曲に関する著作権だけではなく、その楽曲を伝達する役割を果たしている人たちの権利についても規定しています。具体的には、「実演家」「レコード製作者」「放送事業者」「有線放送事業者」に対して、著作隣接権という著作権に準じた権利を与えています(著作権法第4章)。

ここで、著作権法上、「実演」とは、「著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを含む。)をいう。」(著作権法2条1項3号)と定義され、「実演家」とは、「俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。」と定義されています(著作権法2条1項4号)。

つまり、トム・ヨークやノエル・ギャラガーのようなミュージシャンは、楽曲について著作者であるだけ

でなく、日本国内で行われるライブでのパフォーマンスについて「実演家」でもあり、また、バンドメンバーではないサポートメンバーも同様に「実演家」となります。

なお、実演について、「著作物を演じないが芸能的な性質を有するもの」とされているように、演奏の対象が著作物である必要はありません。したがって、例えば、演奏の対象が、著作権が切れている(保護期間を満了している)伝統芸能に関する楽曲であったとしても、その演奏者には実演家としての著作隣接権が発生します。また、実演家としての保護はプロであるかアマチュアであるかを問いませんので、学生が文化祭で有名バンドの曲を演奏する場合にも、その学生は実演家として保護されるということになります(コピーバンドの場合、曲自体の著作権との関係では営利を目的としない演奏として許容されるという整理になります(著作権法38条1項)。)。

2 著作隣接権

この実演家に与えられる権利には、著作隣接権と実演人格権があります。

実務上、実演家との関係で著作権処理が問題になることが多いのは著作隣接権です。著作隣接権は、実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者それぞれに与えられていますが、実演家に与えられる権利は、次のとおりです。

・録音権、録画権(著作権法91条)

実演家の演奏等を無断で録音、録画されないという権利です。ライブにおいてアーティスト側に無断で録画する行為はこの権利に関わります。

・放送、有線放送権(著作権法92条)

実演家の演奏等を無断でテレビやラジオで放送・有線放送されないという権利です。

・送信可能化権(著作権法92条の2)

実演家の演奏等を無断でインターネット上にアップロードされないという権利です。ライブで録画した動画をYouTubeにアップする行為はこの権利にかかわります。

・譲渡権(著作権法95条の2)

実演家の演奏を録音、録画したCDやDVDを無断で販売されないという権利です。

・商業用レコードの貸与権(著作権法95条の3)

商業用レコード(要するにCD等)を無断で貸与されないという権利です(レンタルCDはもはや過去のものかもしれません…)。

これら実演家の権利の制度設計については、「ワンチャンス主義」という考え方を取り入れられています。ワンチャンス主義とは、排他権行使の機会を情報の最初の利用段階に限定し、二度目以降の利用に対しては権利行使を許さないという考え方です¹。これは、権利関係が錯綜し、利用・流通の阻害要因となることを防止するためのもので(多数の実演家が関与している場合、その全員から許諾を得なければならないとなると、当該実演の利用が事実上困難となってしまします)、可能な限り最初の契約で処理し、その契約で最初に許諾した目的外での利用を防ぐという整理がなされています²。そのため、一旦実演家の許諾を得て録音や録画された実演については、その後の実演家の権利が原則制限される制度になっています。ただ、その一方でさらに例外もあるという複雑な規定となっており、本稿ではその詳細には立ち入りません(例えば、映画の作中での演奏に関する録音に許諾した場合、その映画をDVD化する場合には実演家の権利は及びませんが(ワンチャンス主義)、サントラCDに録音することには権利が及びます(著作権法91条2項)。)。

3 実演家人格権

上記の著作隣接権以外に、実演家には、実演家人格権が与えられます。そもそも実演家に権利が認められる理由については議論がありますが、人格権について、実演家は、単に著作物等の伝達をしているだけでなく、実演をするにあたり実質的な意味での創作的行為をしていると考えられています³。

実演家人格権には、氏名表示権(著作権法90条の2)と同一性保持権(著作権法90条の3)という権利があり、これらの権利は、著作隣接権と異なり、他人に譲渡することができません(著作権法101条の2)。したがって、著作隣接権について許諾等をしている場合であっても、実演家人格権を主張することが契約上も可能な状態になっているのであれば、実演家は、これらの権利に基づき、一定の要求ができる可能性があります。

このような人格権として、著作権法上、著作者に発生する著作者人格権があり、同じく氏名表示権、同一性保持権が存在しますが、実演家に与えられる権利については、その権利の範囲が狭く、かつ、制限される範囲が広いという特徴があります。

(1) 氏名表示権

実演家の氏名表示権は、実演家が、その実演を公衆に提供・提示するに際し、氏名・芸名・その他氏

名に代えて用いられるものを表示し、または、表示しない権利です。

例えば、京都で毎年開催される都をどり等のパンフレットには、芸舞妓さんの芸名が列挙されていますが、これは氏名表示権のあらわれともいえます(「掲載せよ」などとわざわざ請求している人はいないと思いますが)。

この氏名表示権は、著作者に与えられる氏名表示権(著作権法19条1項)と比べて、制限される範囲が広くなっています。著作者の氏名表示権は、「創作者であることを主張する利益を害するおそれが」なく、かつ「公正な慣行に反しない限」って、氏名表示の省略が許されます(著作権法19条3項)。一方、実演家の氏名表示権は、「実演の利用の目的及び態様に照らし実演家がその実演の実演家であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるとき」または「公正な慣行に反しないと認められるとき」には氏名表示の省略が許容されます。つまり、実演家であることを主張する利益を害するおそれがあっても、「公正な慣行に反しないと認められるとき」には、氏名は表示されなくてもよいということです。いささか不当な制約のようにも聞こえますが、これは多数の実演家が関与している場合にその全員の氏名表示を義務付けられることによって、実演の円滑な利用が妨げられてしまうことを防止するという背景があります。この「公正な慣行に反しない」例として、歌手のライブをCD化する場合に、バックの演奏家の氏名表示を省略する場合が挙げられています⁴。バンド形態であれば、バックのミュージシャンは大した数ではないと思いますが、著作権法上はこのような整理となるため、ミュージシャンが、ライブ中にサポートミュージシャンを一人一人紹介することの大切さを改めて認識させられます。

なお、氏名表示権を行使することにより表示される「その他氏名に代えて用いられるもの」について、グループ名がこれに該当するかという論点があります。上記のとおり、実演家人格権は、実演家が創作行為をしているという側面に人格権を見出したものであるとすれば、自然人(個人)のみが取得できるという解釈に辿り着きますが⁵、実演家としては個人名を出さずにグループ名で表示する方が通常である場合が多いことや、実演家としてもグループ名を表示してほしいという要求もありうると考えられることから、グループ名を氏名表示権の対象とする考え方もあります⁶。なお、最近の裁判例には、グル

プロ名について、実演家の氏名表示権が認められることが前提としていると解される判断を示したものもあり⁷、注目されます。

(2) 同一性保持権

実演家の同一性保持権は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けない権利です。

氏名表示権同様、実演家の同一性保持権についても、著作者の同一性保持権（著作権法20条1項）と比べて、その保護の範囲が狭くなっています。これは、実演は、その利用過程において、編集されることが多いため、広く保護するとその円滑な利用を阻害するおそれがあるからとされています。

まず、著作者の同一性保持権は、著作者の「その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けない」権利であるのに対し、実演家の同一性保持権は、「自己の名誉又は声望を害する」ような改変を受けない権利です。つまり、実演家の意に反する改変であっても、それが実演家の名誉又は声望を害しないのであれば、そもそも同一性保持権に触れないということになります。

したがって、著作者の場合には、その意に反すれば原則として同一性保持権侵害に該当する一方で、実演家の場合には、意に反するだけでは足りず、その名誉又は声望が害されて初めて同一性保持権侵害となります。しかも、ここでいう名誉又は声望は、実演家の主観的な評価（名誉感情）を含まず、社会における客観的な評価が低下したか否かにより判断されます。この同一性保持権侵害の例としては、歌手の声をドナルドダックのような声に変えることなどが挙げられていますが⁸、そのような事態に至ることは稀と思われ、実際に実演家の同一性保持権が争われた裁判例は乏しいです⁹。

さらに、いずれの同一性保持権についても例外規定が設けられていますが、著作者の同一性保持権については、「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」が例外として許されるのに対して（著作権法20条2項4号）、実演家の同一性保持権については、「実演の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変又は公正な慣行に反しないと認められる改変」とされ、やむを得ない改変か、公正な慣行に反しない改変のいずれかであれば、例外的に許されるとされています（著作権法90条の3第2

項）。

このように実演家の同一性保持権の方が例外の範囲が広いことは明白ですが、この例外規定を踏まえると、たとえ実演家のその名誉又は声望が害されるような行為があったとしても、それが「公正な慣行に反しない」のであれば、そのような行為は同一性保持権侵害にはならないということになります。こうなると、実演家の同一性保持権侵害が認められることなど現実には起こり得ないのでないかとすら思えてきます。

ただ、このような実演家が置かれた立場については、名誉又は声望が害されるようなものは、そもそも公正な慣行に反するのではないか、といった批判的な意見も多く¹⁰、この点は、「公正な慣行」が何かを議論することで展開が見られるのではないかとの指摘もあります¹¹。

4 さいごに

コロナ禍以降、リアルではなくオンラインだけでライブが提供されることが増えたり、プロだけではなく一般の方々が自身の演奏をデジタルに容易に発表することができるようになってきたこともあり、著作隣接権が意味を持ってくる場面がこれまで以上に増えていくことが想像されます。加えて、最近では、テレビCMでも「契約」というワードが聞こえる時代であり、フリーランス法も施行され、これまででは信頼関係と長年の慣行を前提に、口約束によって成り立ってきた業界についても「契約」という概念が浸透し始めるかもしれません。例えば、京都でも盛んな伝統芸能について、実演家である各演者の権利を契約上処理するということが当たり前に行われるようになるかもしれません。

その際には、実演家自身、そして、実演家と協力して新しいものを生み出そうとする側の双方が、実演家が有する権利の種類やその内容を理解した上で、双方がwin-winとなるような協力体制を築き上げることが大切だろうと思います。

今回は、私がライブに参戦したことを契機に実演家の権利について概観しようと思いましたが、大きな話になってしまいました。著作権法上、「こんな権利もあったのか」という程度の参考になれば幸いです。

1 愛知靖之ほか「知的財産法」[第2版] 282頁(金子敏哉) (2023)

2 中山信弘「著作権法」[第4版] 688頁(2023)

3 前掲注2・703頁

4 加戸守行「著作権法逐条講義」[六訂新版] 560頁(2013)

- 5 前掲注4・559頁
- 6 前掲注2・705頁
- 7 小林利明「判批」知財高判令和4年12月26日ジュリスト1585号8頁
- 8 前掲注4・562頁
- 9 実演家の同一性保持権が主張された裁判例を調査したところ、一件見つかった（東京地判平成28年2月26日判時2346号116頁）。当該事件では、楽曲について、MP3等の圧縮フォーマットを利用し音声を圧縮して配信したことが同一性保持権侵害であるなどと主張されたが、裁判所は、これは配信時のデータの圧縮に伴う技術的な制約によるもので「やむを得ないと認められる改変」に該当すると判断した。
- 10 小泉直樹ほか「条解著作権法」735頁（小島立）（2023）
- 11 桑野雄一郎「実演家人格権～広すぎる例外規定の悲哀と希望～」（骨董通り法律事務所コラム2017年7月19日、<https://www.kottolaw.com/column/001503.html>（令和7年8月12日最終閲覧））